

改正後

改正前

<p>目次</p> <p>第一章 指定定期検査機関（第一条―第八条）</p> <p>第二章 指定検定機関（第九条―第十六条）</p> <p>第三章 指定計量証明検査機関（第十七条・第十八条）</p> <p>第三章の二 特定計量証明認定機関（第十八条の二―第十八条の十二）</p> <p>第四章 適用除外（第十九条）</p> <p>第五章 雑則（第二十条）</p> <p>附則</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第九条 「略」</p>	<p>目次</p> <p>第一章 指定定期検査機関（第一条―第八条）</p> <p>第二章 指定検定機関（第九条―第十六条）</p> <p>第三章 指定計量証明検査機関（第十七条・第十八条）</p> <p>第三章の二 特定計量証明認定機関（第十八条の二―第十八条の十二）</p> <p>第四章 適用除外（第十九条）</p> <p>第五章 雑則（第二十条―第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第九条 「新設」</p>
<p>2   経済産業大臣は、前項の申請を受けた場合には、検定を行おうとする者の能力又は申請により、当該者が行うことができる検定の種類を、変成器付電気計器検査、法第七十八条第一項（法第八十一条第二項及び法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の試験及び法第九十三条第一項の調査以外のものに限ることができる。この場合において、経済産業大臣は、検定を行おうとする者の能力又は申請により、別表第二の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げるところにより、さらにその業務の範囲を限定することができる。</p> <p>（指定の基準）</p>	<p>（指定の基準）</p>

第十条 法第百六条第三項において準用する法第二十八条第一号の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表第三(前条第二項の規定により業務の範囲を限つて検定を行う場合にあっては、別表第四。この項及び次項において同じ。)の指定の区分の欄に掲げる特定計量器ごとに別表第三の検定設備の欄に掲げるものであつて、前条第一項第四号ロの特定計量器の検定を適確に遂行するに足りるものとする。

2 法第百六条第三項において準用する法第二十八条第二号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第三の指定の区分の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の検定を実施する者の欄に掲げるとおりとする。

(指定の基準)

第十条の三 法第百六条第三項において準用する法第二十八条第四号の経済産業省令で定める基準は、検定の実施に係る組織、検定の方法、手数料の算定の方法その他の検定の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。

一 [略]

二 検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないものとして次に掲げる要件の全てを満たしていること。

イ 指定検定機関の申請者が株式会社である場合にあっては

検定を受ける者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)でないこと。

ロ 指定検定機関の申請者が法人である場合にあっては、指

第十条 法第百六条第三項において準用する法第二十八条第一号の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表第二の指定の区分の欄に掲げる特定計量器ごとに同表の検定設備の欄に掲げるものであつて、前条第四号ロの特定計量器の検定を適確に遂行するに足りるものとする。

2 法第百六条第三項において準用する法第二十八条第二号の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第二の指定の区分の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の検定を実施する者の欄に掲げるとおりとする。

(指定の基準)

第十条の三 法第百六条第三項において準用する法第二十八条第四号の経済産業省令で定める基準は、検定の実施に係る組織、検定の方法、手数料の算定の方法その他の検定の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。

一 [略]

二 検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

[新設]

[新設]

定検定機関の申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五  
条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業  
務を執行する社員。以下同じ。）に占める検定を受ける者  
の役員又は職員（過去二年間に当該検定を受ける者の役員  
又は職員であつた者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が  
二分の一を超えていないこと。

ハ 指定検定機関の申請者（法人にあつては、その代表権を  
有する役員。）が、検定を受ける者の役員又は職員でない  
こと。

ニ 検定の実施部門が部門として独立し、かつ、検定の実施  
部門の役員及び職員が、検定を受ける者の検定に影響を与  
える他の部門の役員及び職員を兼ねないこと。

三 〔略〕

（指定の更新の手続）

第十条の四 法第百六条第三項において準用する法第二十八条の  
二の規定により、指定検定機関が指定の更新を受けようとする  
場合は、第九条から前条までの規定を準用する。この場合にお  
いて第九条第一項中「様式第一」とあるのは「様式第一の二」  
と読み替えるものとする。

（業務規程）

第十一条 〔略〕

2 法第百六条第三項において準用する法第三十条第二項の業務  
規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一 一六 〔略〕

七 検定を実施する者の教育訓練に関する事項  
八 十一 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

三 〔略〕

（指定の更新の手続）

第十条の四 法第百六条第三項において準用する法第二十八条の  
二の規定により、指定検定機関が指定の更新を受けようとする  
場合は、第九条から前条までの規定を準用する。この場合にお  
いて第九条中「様式第一」とあるのは「様式第一の二」と読み  
替えるものとする。

（業務規程）

第十一条 〔略〕

2 法第百六条第三項において準用する法第三十条第二項の業務  
規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。

一 一六 〔略〕

七 〔新設〕  
十 〔略〕

3 [略]

(帳簿)

第十二条 法第百六条第三項において準用する法第三十一条の經濟産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一・二 [略]

三 検定の申請に係る特定計量器の種類、名称、製造番号及び型式承認表示が付されたものにあつては、型式承認番号

四 型式承認試験を行った場合にあっては、特定計量器の構造、材質及び性能の概要

五 検定を行った年月日及び場所

六・七 [略]

2 [略]

(電磁的記録媒体による提出)

第二十条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び様式第八の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 第九条第一項の様式第一による申請書、同項第一号に掲げる定款及び同項第二号から第六号までに掲げる添付書類

二 第十条の四において準用する第九条第一項の様式第一の二による申請書、同項第一号に掲げる定款及び同項第二号から

3 [略]

(帳簿)

第十二条 法第百六条第三項において準用する法第三十一条の經濟産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一・二 [略]

三 検定の申請に係る特定計量器の種類、名称、構造、材質及び性能の概要、製造番号並びに型式承認表示が付されたものにあつては、型式承認番号  
[新設]

四 検定を行った年月日

五・六 [略]

2 [略]

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第八のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第九条の申請書及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類	様式第九
第十条の四において準用する第九条の申請書及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類	様式第九の二
第十一条第一項の申請書及び業務規程	様式第十
第十一条第三項の申請書	様式第十一

第六号までに掲げる添付書類

- 三 第十一条第一項の様式第二による申請書及び業務規程
  - 四 第十一条第三項の様式第三による申請書
  - 五 第十三条の様式第四による届出書
  - 六 第十八条の三の様式第一による申請書、同条第一号に掲げる定款及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類
  - 七 第十八条の七において準用する第十八条の三の様式第一の二による申請書及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類
  - 八 第十八条の八第一項の様式第二による申請書及び業務規程
  - 九 第十八条の八第三項の様式第三による申請書
  - 十 第十八条の十一の様式第四による届出書
- 2 | 前項の電磁的記録媒体は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。
- 一 日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
  - 二 日本工業規格X六二三五及びX六二四九又はX六二三五及びX六二五二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 3 | 押印をすることとされている書類について、第一項の規定により電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印のある様式第八の電磁的記録媒体提出票を提出することをもって、押印は不要とする。

「削る」

第十三条の届出書	様式第十二
第十八条の三の申請書及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類	様式第十三
第十八条の七において準用する第十八条の三の申請書及び同条第二号から第六号までに掲げる添付書類	様式第十四
第十八条の八第一項の申請書及び業務規程	様式第十五
第十八条の八第三項の申請書	様式第十六
第十八条の十一の届出書	様式第十七

(フレキシブルディスクの構造)

第二十一条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

一 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく

「削る」

「削る」

日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本工業規格X六二二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第二十二條 第二十條の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、前條第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二二に、同條第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二五に規定する方式

二 ポリユーム及びファイアル構成については、日本工業規格X六〇〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2 第二十條の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第二十三條 第二十條のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二二一又はX六二二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の氏名又は名称

二 提出年月日

別表第二（第九条関係）

事項	業務の範囲
一 特定計量器の種類	一 非自動はかり イ 車両はかり ロ イに掲げる以外の非自動はかり 二 燃料油メーター（自動車の燃料タンク等に燃料油を充填するための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するものに限る。）
二 地域ブロックの区分	一 北海道・東北ブロック 二 関東・甲信越ブロック 三 東海・北陸ブロック 四 近畿ブロック 五 中国・四国ブロック 六 九州・沖縄ブロック
<p>備考 この表において、地域ブロックの区分は、次の各号に定める都道府県の区分とする。</p> <p>一 北海道・東北ブロック 北海道、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県及び福島県</p> <p>二 関東・甲信越ブロック 新潟県、長野県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県</p> <p>三 東海・北陸ブロック 静岡県、愛知県、岐阜県、三重県</p>	

〔新設〕

富山県、石川県及び福井県  
 四 近畿ブロック 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県及び兵庫県  
 五 中国・四国ブロック 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、香川県及び愛媛県  
 六 九州・沖縄ブロック 福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

別表第三（第十条関係）

指定の区分	非自動はかり	検 定 設 備 検 定 を 実 施 す る 者	
	[略]		名
	[略]		称
	[略]		性
	[略]		能
[略]	[略]	条	
[略]	[略]	件	
[略]	[略]	人	
[略]	[略]	数	

別表第四（第十条関係）

検  
定  
設  
備  
検  
定  
を  
実  
施  
す  
る  
者

別表第二（第十条関係）

指定の区分	非自動はかり	検 定 設 備 検 定 を 実 施 す る 者	
	[略]		名
	[略]		称
	[略]		性
	[略]		能
[略]	[略]	条	
[略]	[略]	件	
[略]	[略]	人	
[略]	[略]	数	

[新設]

指定の区分	非自動はかり
名称	基準分銅 基準はかり
性能	日本工業規格B七六一 一―二に規定する試験 のできるもの
条件	次のいずれかに該当すること。 一 学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者で、質量計の検査に一年以上従事した者 二 研究所の一般計量教習一以上を修了した者で、計量の実務に一
人数	一般計量士を三名以上含む 六名

コンベヤスケ	充 填 用 自 動 は か り	ホ ッ パ ー ス ケ ー ル	
基準分銅	基 準 分 銅 管 理 は か り	基 準 分 銅 管 理 は か り	
日本工業規	日 本 工 業 規 格 B 七 六 〇 四 一 一 及 び B 七 六 〇 四 二 に 規 定 す る 試 験 が で き る も の	日 本 工 業 規 格 B 七 六 〇 三 に 規 定 す る 試 験 が で き る も の	
した者で、 修めて卒業 学の課程を 理学又は工 校において よる専門学 門学校令に 学又は旧専 令による大 学、旧大学 法による大 一 学校教育 と。	次 の い ず れ か に 該 当 す る こ と。 一 学校教育 法による大 学、旧大学 令による大 学又は旧専 門学校令に よる専門学 校において 理学又は工 学の課程を 修めて卒業 した者で、	者 長 が 認 め た 研 究 所 理 事 の 能 力 を 有 し て い る と 同 等 以 上 に 掲 げ る 者 に 一 又 は 二 三 士 一 般 計 量 士 四 一 又 は 二 三 士 一 般 計 量 士 年 以 上 従 事 し た 者	
		一 般 計 量 士 を 三 名 以 上 含 む 六 名	

1 燃料油メータ	自動捕捉式は	ール
1 備れ次の 台手動 基準 設いず	り管理はか 基準分銅	り管理はか
日本工業規 格B八五七 二一に規 定する試験 ができるも	日本工業規 格B七六〇 七に規定す る試験がで きるもの	格B七六〇 六に規定す る試験がで きるもの
1 学校の教育 法による大	二 研究所の 一般計量 者で、計量 の実務に一 年以上従事 した者 三 一般計量 士 四 一又は二 に掲げる者 と同等以上 の能力を有 している 研究所理事 長が認めた 者	自動はかり の検査に一 年以上従事 した者
一般計量 士を三名 以上含む 六名		

---

---

二  
はかり  
及び基  
準密度  
浮ひよ  
う又は  
基準比  
重浮ひ  
よう  
二  
タ  
ン  
ク  
基  
準

の

---

学、旧大学  
令による大  
学又は旧専  
門学校令に  
よる専門学  
校において  
理学又は工  
学の課程を  
修めて卒業  
した者で、  
体積計の検  
査に一年以  
上従事した  
者

二  
研究所の  
一般計量  
教習「以上  
を修了した  
者で、計量  
の実務に一  
年以上従事  
した者

三  
一般計量  
士

四  
一又は二  
に掲げる者  
と同等以上  
の能力を有

				している と 研究 所 理 事 長 が 認 め た 者

備考 表中の「」の記載は注記である。

第二条関係

改正後

「略」	一 特定計量器の種類	事 項
	一 「略」 自動捕捉式はかり 二 「略」 三 「略」	業 務 の 範 囲

別表第二（第九条関係）

改正前

「略」	一 特定計量器の種類	事 項
	一 「略」 「新設」 二 「略」	業 務 の 範 囲

別表第二（第九条関係）

備考 表中「」の記載は注記である。

第三条関係

改正後

別表第二（第九条関係）

[略]	一	特定計量器の種類	
	一	[略]	業務の範囲
	二	ホツパースケール	
	三	充填用自動はかり	
	四	コンベヤスケール	
	五	[略]	
	六	[略]	

改正前

別表第二（第九条関係）

[略]	一	特定計量器の種類	
	一	[略]	業務の範囲
	二	[新設]	
	三	[新設]	
	二	[略]	
	三	[略]	

備考 表中「」の記載は注記である。